

安全で住みよい  
まちづくり

# 防災への意識改革

Vol.290

## 家具転倒防止金具を無償で取り付けます

南海トラフ巨大地震が発生すると、想定される地震の強さは『震度7』。これは東日本大震災の最大震度と同じです。食事中や就寝中に巨大地震が起きれば、食器棚やダンスなど、自宅の家具は凶器となるかも知れません。

そのような不安を少しでも減らし、皆さんの大切な命や財産を守るため、町では家具転倒防止金具を無償で取り付けています。本年度の無償取り付けは先着50件です。対象となる方は、お早めにご利用ください。申請期限は、11月30日(木)です。閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分の間にお越しください。



### ■対象となる方

町内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

- ①満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ②身体障害者手帳3級以上の方が属する世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳3級以上の方が属する世帯
- ④療育手帳B判定以上の方が属する世帯
- ⑤母子世帯で義務教育就学中または就学以前の子どもが属する世帯(ただし、義務教育終了後の子どもがいる場合には対象外です。)
- ⑥愛知県特定疾患医療給付を受給している方のうち、重症患者の認定を受けている方が属する世帯

⑦①～⑥に準ずる世帯で、障害者手帳などの交付を受けていないが、税法上の特別障害者控除に該当する方が属する世帯

### ■申し込み方法(手順)

- ①防災交通課窓口で申請書に必要事項を記入してください。申請には印鑑が必要ですので、持参してください。
- ②取り付けを希望する家具などを下見する日程を調整するため、後日、防災交通課から電話連絡します。
- ③町が委託契約した施工業者と一緒に防災交通課担当者が訪問し、家具などの下見をします。
- ④施工業者と取り付け作業日時を決定します。



取り付け対象となるのは、居住する家屋の寝室や居間などに設置してある家具(洋服ダンス、和ダンス、食器棚など)です。家電や仏壇は対象外になります。

町が指定するチェーンやL型金属金具などを使用し、壁・柱などに固定します。金具を取り付ける家具は1世帯4点までで、費用は町が負担します。固定するために家具の移動が必要な場合は、各家庭で移動をお願いします。

### ■問い合わせ先

防災交通課防災係

☎(48) 1111 (内1209・1210)



**防災行政無線情報は電話でも**

防災行政無線が聞き取りにくい場合は、  
☎(48) 7030で確認してください。  
最新のメッセージを聞くことができます。

防災交通課 ☎(48) 1111 (内線1210)

